

仕様書

1 用途

共同運航実習船「翔洋丸」第1次航海用食材

2 件名

令和7年度共同運航実習船「翔洋丸」第1次航海用賄材料（乾物類等）

3 規格・数量

詳細は別紙1のとおり

一般的な規格については、次のとおりとする。

- ・缶詰等については、ふた底がくぼんでいるもの、変形しているものは不可とする。また、一方が膨張しているもの、針穴のあるもの、汁の漏出の疑いのあるもの、錆のあるものは不可とする。
- ・バター・マーガリンについては、かびのあるもの、虫がついたりしているもの、色がかわっているものは不可とする。
- ・新鮮なものであること。
- ・生徒が食するものなので、安全で衛生的なものであること。
- ・長期航海中に消費期限が切れないもの。
- ・できる限り香川県産品を使用すること。（金額的に他の国産と差がない場合等）
- ・「翔洋丸」での一般的な保管状態で、長期航海（1航海約70日程度）に耐えるものであること。なお、例年と同一の保管状態で、品質に著しい腐食などの支障があった場合等は、次回の見積依頼等を行わない、またその他必要な措置を講じる場合がある。
- ・物品確認のため、サンプルの提出を求めることがある。なお、納入・梱包方法・規格にあたっては、事前に「翔洋丸」コック長の指示に従うこと。
- ・入数×数量を満たせば同等品可とする。ただし、学校が同等品として認めた場合のみとする。

4 納入期限

令和7年9月10日（水）

※納入予定日 令和7年9月3日（水）

必ず学校指定日に納入しなければならない。天候等により納入が困難な食材がある場合は、学校と協議を行わなければならない。

日程の変更に応じなければならない。

5 納入場所

共同運航実習船「翔洋丸」指定箇所

多度津町東港岸壁または係留先である企業組合大崎造船鉄工所（丸亀市蓬萊町）

※学校指定箇所までの移送費等全て契約者の負担とする。

6 納入

納入時必要な書類を提出すること。

箱に品目等を記載すること。

香川県産品については、納品書にあわせて記載すること。

7 その他

税関手続その他納入に係る必要な経費全て含むものとする。

学校指定日までに、税関で免税手続きを行うこと。また、写しを船と学校に計2部提出すること。